お互いの人権認めて明るい社会　熊谷市

知っていますか？　性の多様性について

LGBTQってなに？

L Ｌesbian　（レズビアン）
同性を好きになる女性

G Ｇay　（ゲイ）
同性を好きになる男性

B Ｂisexual　（バイセクシュアル）
同性も異性も好きになる人

T Ｔransgender（トランスジェンダー）
身体の性と心の性が異なる人

Q Ｑuestioning　（クエスチョニング）
自分の性がわからない、決められない等の人

「性的指向」「性自認」ってなに？

「性的指向」…すきになる性
（Ｓexual　Ｏrientation）
どのような性別の人をすきになるか

「性自認」…こころの性
（Ｇender　Ｉdentity）
自分の性をどう認識しているのか
ということ

※性的指向と性自認の頭文字を取って
ＳＯＧＩ（ソ　ジ）
といいます。

「いない」のではなく、「気づいていない」だけ　！！

ＬＧＢＴＱの方については、見ただけではわからないことが多いため、まわりに「いない」、「会ったことがない」と思われているようです。

しかし、ＬＧＢＴＱの方は約３．３％の割合でいるという埼玉県の調査結果があり、約３０人に１人はＬＧＢＴＱの方となります。

このことから、身近な存在であるＬＧＢＴＱの方々に、多くの人が、「気づいていない」だけなのです。

こんなことに困っています！！

ＬＧＢＴＱの方は、周囲の無理解等によって、様々な困難や悩みを抱えています。

・「ホモ」、「オカマ」、「レズ」という言葉に傷ついている。
・ＬＧＢＴＱであることを知られるのが怖い。
・自分が思っている性別の更衣室やトイレが使えない。
・公的書類の性別と外見が異なるため、行政窓口の手続きに時間がかかる。
・ＬＧＢＴＱについて相談窓口がわからない。

アウティング（暴露）は絶対にしない！！

本人の同意なく、第三者がＳＯＧＩ（性的指向・性自認）を暴露することを「アウティング」といいます。

たとえ、善意であっても、アウティングは、人格権やプライバシー権を侵害する行為であり、被害を受けた人が命を落としているケースもあります。

アウティングにつながらないように十分に注意しましょう。

＊労働施策総合推進法改正によって、ＳＯＧＩハラスメント（※）や、アウティングがパワーハラスメントに該当することが示されました。

令和４年４月から、方針策定、周知、啓発、相談体制整備などの防止対策が義務化されました。

※　ＳＯＧＩハラスメント　　相手のＳＯＧＩに関する侮辱的な言動

相談窓口

❖　にじいろ県民相談（埼玉県ＬＧＢＴＱ県民相談）

TEL　０５７０－０２２－２８２（土曜日　１８時～２１時３０分　年末年始を除く）

❖　よりそいホットライン　（一般社団法人社会的包摂サポートセンター）

TEL　０１２０－２７９－３３８（性的マイノリティについての相談は、ガイダンスに沿って＃４）

FAX　０１２０－７７３－７７６（通話による聞き取りが難しい方はこちらへ。）

❖　東京弁護士会　セクシュアル・マイノリティ電話法律相談

TEL　０３－３５８１－５５１５（電話相談料無料）

❖　埼玉労働局　総合労働相談センター（職場における性的指向、性自認に関するハラスメント等）

TEL　０４８－６００－６２６２

❖　埼玉労働局　雇用環境・均等室　（職場におけるセクシュアルハラスメント等）

TEL　０４８－６００－６２１０



熊谷市パートナーシップ宣誓制度が始まりました！！

熊谷市では、市内に暮らす（転入予定者を含む）、性的少数者（ＬＧＢＴＱ）であるおふたりが、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓し、その宣誓を市が証明する、「熊谷市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

婚姻制度のように法律上の効果は生じませんが、宣誓されたおふたりが、安心して自分らしく暮らすことができるまちづくりを目指し、多様性を認め合い、共に生き、支え合う社会を実現させるための制度です。

お問合せ　熊谷市役所人権政策課

０４８－５２４－１１１８　（内線３５６）

市ホームページ